

2014年3月1日

ヘルシンキ日本語補習学校 運営方針

運営方針

- 当校は日本の文部科学省が定める「補習授業校」として、在留邦人の自助努力の一環として、子女の保護者が主体となって運営する。
 - 補習授業校: 在留邦人がその子どもの国語等の学力維持のために設立している施設。その中には、国語、算数(数学)、理科及び社会等の教科につき、教育水準の維持を図るための補完的教育施設となっているものもある。
- 日本へ帰国する予定、またその可能性のある子女のために、これに備えるための国語・日本語教育の機会を、家庭学習を補習する立場から提供することを基本とする。
- 文部科学省学習指導要綱に沿い、国語を中心とした科目を学習しながら、日本語の維持・向上を図る。
- 日本の学校文化を経験し、日本人としての考え方や心に触れる。
- 必修科目として国語および総合(各種行事を含む)、任意選択科目として算数・数学の授業を行う。なお、算数・数学の授業は独立採算制とする。
- 小学校、中学校各学年の学級のほか、年長に相当する幼稚部の学級を設置する。

その他

- 運営方針の変更は、総会の決議をもって行う。

2014年3月1日: 2013年度年次総会にて承認。